

兵庫県建築物安全安心実施計画 [第6次]
(平成28～32年度)

平成28年10月

兵庫県建築物安全安心推進協議会

目 次

I	計画策定の背景・目的	1
II	これまでの取組に係る現状と課題	2
III	施策の基本的方向・目標	5
IV	推進すべき施策	7
1	耐震改修促進計画の推進	7
	(1) 住宅の耐震化の促進	
	(2) 多数利用建築物の耐震化の促進	
	(3) その他	
2	新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）	9
	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
	(2) 工事監理業務の適正化とその徹底	
	(3) 中間検査及び完了検査の徹底	
	(4) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底	
	(5) 特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の連携	
3	違反建築物への対策の推進	12
	(1) 違反建築物への対策の徹底	
	(2) 違法設置エレベーターへの対策の徹底	
4	既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）	14
	(1) 定期報告制度の適確な運用	
	(2) 既存不適格建築物の改修促進等	
5	安全安心なすまい・まちづくりのサポート	16
	(1) 消費者への適切な対応と情報提供	
	(2) 防火対策に関する情報の提供	
6	事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備	17
	(1) 事故・災害発生時における迅速な対応	
	(2) 特定行政庁の行政能力の確保・向上	
	実施主体欄の表示と会員との対照表	19
V	計画の実施期間	20
VI	計画の公表・見直し	20
	(参考資料)	
	兵庫県建築物安全安心推進協議会会則	21

I 計画策定の背景・目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、施工不良や明らかな法令違反が原因とみられる建築物の被害が発生したことから、これを教訓に平成10年に建築基準法の大改正が行われ、建築規制の実効性の確保、確認検査体制の強化を図るため、「中間検査制度の導入」、「建築確認・検査の民間開放」等の措置が講じられた。

この改正法の規制を実効あるものとし、建築物の安全性確保のための取組を推進するため、兵庫県では平成11年に特定行政庁及び関係団体からなる「兵庫県建築物安全安心推進協議会」を設立するとともに、協議会が主体となって「兵庫県建築物安全安心実施計画」を策定し、以降、計画を随時見直ししながら、安全安心な建築物を確保するための取組を進めてきた。

この間、会員の連携・協力による取組により、建築物の完了検査率が平成11年度には53%だったのが現在は90%台へ飛躍的に向上するなど、一定の成果を着実に上げてきたところである。

しかしながら、その一方で、平成17年に明らかとなった構造計算書偽装問題は、国民の間に建築物の安全性に対する不安を広げ、法制度への信頼を大きく失墜させる事態となった。

再発防止を講じることなどを目的に行われた平成18年の法改正では、一定規模以上の建築物に対する構造計算適合性判定の導入など建築確認手続の厳格化が図られるとともに、建築士の資質・能力の向上、設計・工事監理業務の適正化等を図るための新たな建築士制度が構築された。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の平成25年改正、建築基準法及び建築士法の平成26年改正など、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しが行なわれているところである。

他方、近年発生した診療所やホテル等における火災、事務所ビルの看板落下、エレベーター事故等建築ストックの維持管理の不備による重大事故の発生及びくい打ち工事のデータ改ざんなど、建築物の安全性に対する社会的要請が一層高まるとともに、東日本大震災などの地震災害や豪雨による土砂災害の教訓等を踏まえた建築物の耐震化の促進や土砂災害対策の促進が課題となっている。

さらには、確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが大きく増加する中、特定行政庁においては担うべき業務・役割の中心が監督行政へと変化するとともに、技術力の確保・向上のための取組も求められている。

このように、建築行政をとりまく環境はこの数年で大きく変化してきており、多様化・複雑化する新たな課題に対応するべく、これまでの計画の実績及び国土交通省から発出された「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（平成27年2月20日付け国住指第4428号）も踏まえた上で、「兵庫県建築物安全安心実施計画〔第6次〕」を策定し、引き続き特定行政庁及び関係団体の連携・協力により、確認検査業務の適正化・円滑化、建築規制の実効性確保、建築物の安全性確保を図るための取組を一層推進する。

Ⅱ これまでの取組に係る現状と課題

兵庫県建築物安全安心推進協議会では、建築物の安全性確保のため、会員各々の取組及び会員相互の連携協力により安全安心実施計画に掲げられた諸施策を実施してきたが、第6次計画の策定及び推進にあたって、さらに踏まえるべき主な現状・課題として以下のものがある。

1 耐震化率の伸び悩み

県では、平成18年度に策定した「兵庫県耐震改修促進計画」を平成27年度に改定して新たな目標・施策を掲げており、これまでの本計画においても「耐震改修促進計画の推進」を第一の目標に掲げ、阪神・淡路大震災の被災県として、住宅・建築物の耐震化促進に重点的に取り組んできた。

しかしながら、県内の住宅の耐震化率は耐震改修促進計画に掲げられた平成37年の目標97%に対して平成25年で85.4%、多数利用建築物の耐震化率は平成37年の目標97%に対して平成27年で86.6%に留まっている（図1）。

住宅の耐震改修に関する補助制度については、補助額や補助対象範囲が全国的に高い水準である補助制度を維持しつつ、比較的遅れている意識啓発活動の充実と地域毎の課題への対応を進める必要がある。

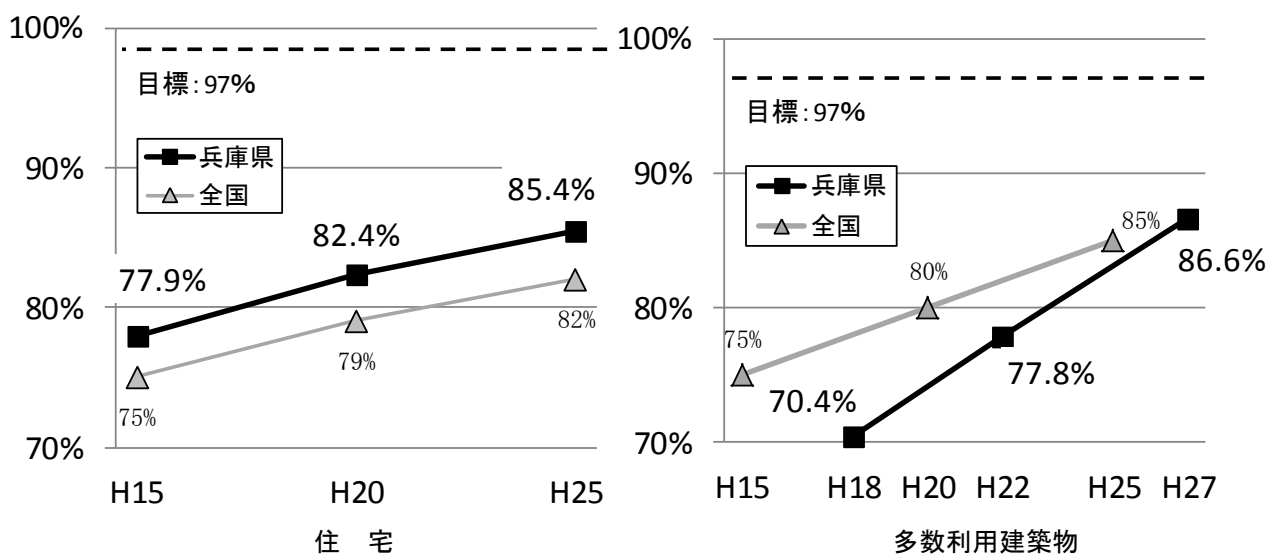


図1 兵庫県における耐震化率の目標と現状

2 完了検査率の維持・向上

完了検査率については、その向上を安全安心実施計画の目標として協議会会員が関係機関の協力を得ながら取組を進めた結果、飛躍的に上昇し、現在は9割を超える高い水準を保っている。

完了検査の完全実施のためには、引き続き、より一層の取組が求められところである。

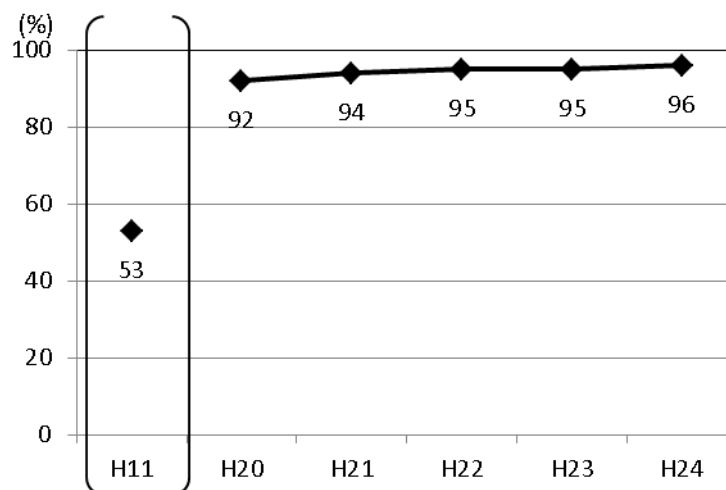


図2 兵庫県における実完了検査率の推移

$$\text{※実完了検査率} = \frac{\text{確認済証交付物件における完了検査済証交付件数}}{\text{確認済証交付物件の件数} - \text{取りやめ届提出件数等 (実際に工事がなされたものの件数)}}$$

3 依然なくならない違反建築物に伴う事件・事故の発生等

協議会会員の取組にもかかわらず、違反建築物は未だ後を絶たない（表1）。

近年においても、診療所やホテル等における火災やエレベーター事故等、法令違反の建築物における重大事件・事故が発生している。

関係者が法令を遵守することが建築物の安全性確保の基本であることを改めて協議会会員の共通認識とし、違反建築物対策を強力に推進する必要がある。

また、維持管理が不適切な建築物や既存不適格の建築物についても、そのことが事故の発生や事故被害を拡大させる要因となるおそれがあることから、定期報告制度の適確な運用や改修促進を図る必要がある。

表1 違反建築物対策に関する指導・命令件数等の推移（全特定行政庁合計）

	違反建築物対策		定期報告（建築物）
	指導	命令	是正命令等※
平成23年度	173	4	2,162
平成24年度	145	0	2,733
平成25年度	166	2	2,177
平成26年度	142	2	2,068

※是正命令等とは、命令及び書面による是正指導をいい、報告書の副本に添付される審査結果通知書等による指導を含む。

4 特定行政庁に一層求められる指導・監督・調整能力

平成10年の建築基準法改正による確認検査の民間開放の目的は、諸外国に比べ建築行政職員の数が少なく、十分な執行体制が確保できない我が国の建築行政の状況を踏まえ、官民の役割分担を見直し、確認検査は民間機関に委ね、行政は監察、違反是正、処分等を担うことにより、制度の実効性を確保しようとするものであった。

この制度改正の結果、県内においても確認検査業務における指定確認検査機関のシェアは年々増加し、現在は指定確認検査機関の確認件数が県全体の9割を占めるようになっている（図3）。

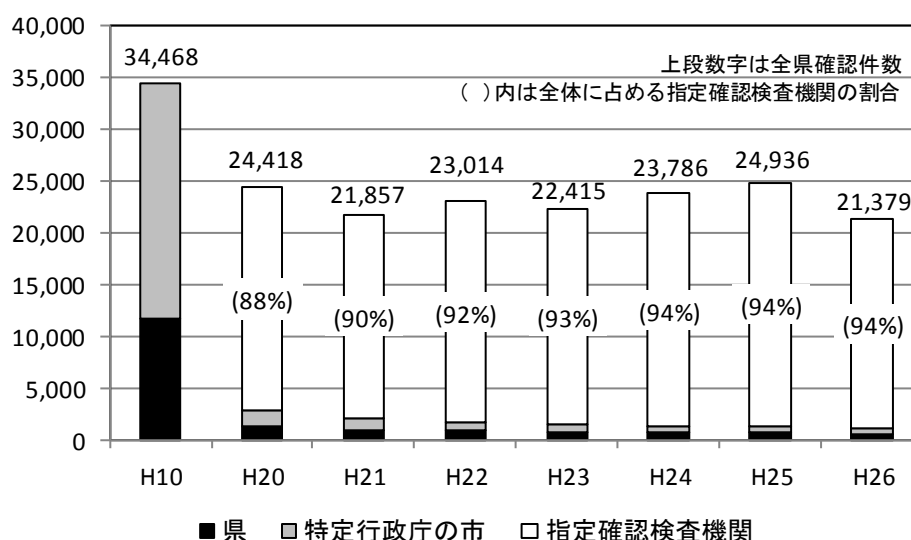


図3 兵庫県における確認件数の推移

一方、特定行政庁においては、制度改正の趣旨を踏まえて、違反建築物対策などの監督行政の強化を図ってきているところではあるが、指定確認検査機関からの法解釈に係る照会や確認審査報告書の処理など、指定確認検査機関処理率の上昇に伴って相応の事務も増加しており、結果として、監察業務へのシフトが十分とはいえない実態も一部に生じている。

また、これまで建築行政の中核を担ってきた団塊世代の職員の大量退職や新規採用職員数の減少、確認検査業務に携わる機会の減少などにより、特定行政庁の技術力の継承や建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保も新たな課題となっている。

建築物の安全性は、特定行政庁のみならず、指定確認検査機関や建築主、設計者、工事監理者、工事施工者、所有者、管理者等の建築物に関わる多くの関係者がそれぞれの役割を果たすことにより確保されるものではあるが、中でも特定行政庁の果たすべき責任は極めて大きい。

特定行政庁においては、これら関係者に対する指導・監督・調整の役割が今後一層求められるところであり、地域の実情等を踏まえた上で、建築物の安全性確保に最大限の効果を上げるため、中長期的視点に立って職員の育成等に取り組む必要がある。

5 建築確認手続のさらなる円滑化・迅速化の必要性

平成26年の建築基準法改正により、構造計算適合性判定が建築主事等の審査から独立し、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改められ、建築主が申請時期を選択できることとされた。

この制度改正により、指定構造計算適合性判定機関による先行審査や、建築主事等との並行審査が可能になったことから、手続きの円滑化のため、審査段階における指定構造計算適合性判定機関とのより一層の連携・調整を行う必要がある。

Ⅲ 施策の基本的方向・目標

これまでの取組に係る課題を踏まえた上で、施策を推進するための基本的方向及び目標を以下のとおり定める。

1 耐震改修促進計画の推進

阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊により多くの尊い命が犠牲になった。

この未曾有の大震災を経験した本県としては、その教訓を踏まえ、平成 17 年に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき「兵庫県耐震改修促進計画」を策定し、計画に基づく取組を推進しているところである。

今世紀前半にもその発生が予想されている南海トラフ地震等の大地震に備え、引き続き建築物の耐震化促進を図るなど、建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組をより一層進める。

同計画に基づき、平成 37 年に住宅の耐震化率を 97%に、多数利用建築物の耐震化率を 97%とすることを目標とする。

2 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

建築物の安全性を継続的に確保するには、そのライフサイクルのスタート地点となる新築時における安全性を確認することがまず重要である。

このため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するとともに、施工段階における違反建築物の発生を防ぐため、工事監理業務の適正化、中間検査・完了検査の徹底等を図るための取組を行う。

建築確認審査においては、引き続き、構造計算適合性判定を要する物件について確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値^{※1}を国の示す概ね 35 日以内とすることを目標とするが、現状の所要期間の平均値が約 30 日^{※2}となっていることも踏まえ、各特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関において、目標からさらなる短縮が図られるよう努める。

また、完了検査については、引き続き完全実施を目指す。

※1：建築基準法に基づく「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

※2：平成 26 年度の特定行政庁及び指定確認検査機関における県内物件に係る所要期間の平均

3 違反建築物への対策の推進

違反建築物の放置は、県民の生命、財産等をおびやかす要因になるだけでなく、市街地環境を悪化させるなど、社会的にも著しい悪影響を与える。

法令違反の建築物、昇降機等における事件・事故が多発していることを踏まえ、警察、消防等の関係機関と連携し、違反建築物に対してはその是正に向けた取組を強力に推進する。

また、違反建築物に関与した者に対しては厳正な処分を行うとともに、処分情報を広く県民に公表する。

4 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

新築時に安全性が確認された建築物であっても、その後に適切に維持管理されなければその安全性が継続されないだけでなく、老朽化を早めたり、重大事故を起こしたりする要因ともなる。

このため、定期報告制度を適確に運用するなどして、既存建築物の安全性確保の推進に取り組むとともに、既存不適格建築物の所有者に対しては耐震性や防火避難安全性の確保の重要性を周知し、その改修促進を図る。

5 安全安心なすまい・まちづくりのサポート

県民が安全安心に暮らせる社会とするためには、建築物に係る様々な法規制、制度等に関する情報を適確に提供するなど、きめ細かなサポートが必要である。

このため、消費者へ適切な対応、情報提供を行うことができる体制整備を進めるとともに、防火対策に係る普及啓発などの安全安心なすまいづくり・まちづくりに資する取組を推進する。

6 事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備

建築物等に係る重大事故が県内外で発生していることや各地で発生する大地震で甚大な被害が発生していること、南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されていることなどにかんがみ、事故・災害発生時における迅速な対応を可能とするための環境整備に取り組む。

また、本計画の推進のため、特定行政庁においては、複雑・多様化する法制度、建築物の安全性に係る社会的要請の高まり、確認検査業務の指定確認検査機関への移行など、建築行政をとりまく昨今の環境の変化を踏まえた上で、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が常に最大限に発揮できるよう、職員の育成等により、行政能力の確保・向上に取り組む。

さらに、協議会会員においては、建築規制の実効性確保、建築物の安全性確保等をより効果的・効率的に図るため、本計画で掲げた施策の実現、目標の達成に向けて、各会員が自らの取組を進めるとともに、会員相互の連携を強化する。

IV 推進すべき施策

※実施主体欄の表示と会員との対照表は P. 19 に掲載

1 耐震改修促進計画の推進

(1) 住宅の耐震化の促進

これまでの施策を着実に推進するとともに、意識啓発活動の充実と地域毎の課題への対応を図るため、以下の取組を行う。

施 策	実施主体
①簡易耐震診断推進事業の実施 「簡易耐震診断推進事業」により住宅の耐震診断を推進する。	県市
②住宅の耐震改修に係る補助事業の実施 耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費、建替え工事費及び防災ベッド設置費等への補助を行う。	県市
③安心できる事業者を選択できる仕組みの構築 耐震改修に係る補助事業を実施する事業者に対し、住宅改修業者登録制度への登録を義務付けるとともに、事業者の工事实績等を公表する。また、事業者に対して、耐震改修工事に関する技術や低価格化のノウハウ、補助事業に関する申請手続などについての講習会等を実施する。	県市 建築関係団体
④市町の主体性を誘導する仕組みの構築 各市町は、目標を定めて、行政・専門家・自治会等が連携して出前講座や戸別訪問等の「草の根意識啓発活動」を実施するとともに、主体的に補助事業を推進し、県は技術的・財政的支援を行う。	県市 建築関係団体
⑤「兵庫県住宅再建共済制度」への加入促進 県民の「兵庫県住宅再建共済制度」への加入促進により、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を扶助し合うための取組を推進する。	県市

(2) 多数利用建築物の耐震化の促進

これまでの施策を着実に推進するとともに、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を充実させることにより耐震化を促進するため、以下の取組を行う。

施 策	実施主体
①多数利用建築物への支援 ・公共建築物の計画的な耐震化推進のため、各施設管理者は、耐震改修促進計画を踏まえ、耐震診断・耐震改修促進プログラムを策定し、その耐震化に取り組む。 ・民間建築物については、旧耐震基準で建築された中・小規模の多数利用建築物に対し、耐震診断費へ補助を行うとともに、中規模の耐震性のない多数利用建築物で災害時に避難所となるホテル・旅館等に対し、耐震改修計画策定費及び耐震改修工事費へ補助を行う。	県市
②多数利用建築物への指示等 民間の多数利用建築物等について、耐震改修促進法に基づき、必要に応じて指示・指導・助言を行う。	県市

(3) その他

住宅・多数利用建築物の耐震化を促進するため、これまでの施策について、引き続き着実に推進する。

施 策	実施主体
①耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する県民の相談に対応するため、県、市町及び関係団体が連携し、相談体制の充実を図る。	県 市 建築関係団体

2 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

平成 27 年 6 月からの構造計算適合性判定の制度改正も踏まえ、円滑な経済活動の確保と建築物の安全性の確保の両立を図るため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するための取組を行う。

施 策	実施主体
①指針告示等に基づいた適確な審査の実施 平成 22 年 6 月 1 日から施行された改正建築基準法施行規則及び「確認審査等に関する指針」（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。）等関係告示の内容を審査担当者が十分に理解し、適確な審査を行うとともに、指針告示に基づき、補正等の書面の交付や建築基準法第 6 条第 7 項に基づく通知を適正に実施する。	県 市 指定確認機関 適判機関
②確認審査の進捗状況の適正管理 各物件における確認審査の進捗状況を適正に管理できる体制を整備し、審査が長期化している物件や長期化のおそれがある物件については、円滑な審査が図られるよう適切な対応を行う。	県 市 指定確認機関 適判機関
③確認審査に係る情報の共有化 審査担当者の審査能力を向上させるとともに、統一的な運用、確認手続の公平性・効率性を確保するため、「兵庫県内特定行政庁等連絡会議」等を活用して協議・意見交換を行い、確認審査に係る情報の共有化を行う。	県 市 指定確認機関 適判機関
④確認審査を行う職員への研修の実施 審査担当者の審査能力の向上、審査のバラツキの防止等を図るため、確認審査を行う職員に対する審査研修を適宜実施する。	県 市 指定確認機関 適判機関
⑤法改正に伴う制度変更等の周知（法改正に伴う短期的対応） 平成 26 年の建築基準法改正に伴う構造計算適合性判定の対象建築物や建築確認手続の変更など、法改正に伴う制度変更について、窓口等において周知する。	県 市 指定確認機関 適判機関

（2）工事監理業務の適正化とその徹底

工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者により工事監理が適正に行われることで、建築物の施工時・完成時における適法性が確保されることから、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

施 策	実施主体
①建築士法で規定された義務についての周知・啓発 設計・工事監理の契約前の重要事項説明、契約内容の書面交付、工事監理報告書の提出等の建築士法で規定された義務について、県民及び建築士・建築士事務所へ周知し、その重要性について啓発する。	県 建築士業界団体
②建築士事務所への立入検査時等における指導強化 建築士事務所への立入検査等の際に、設計・工事監理の契約前の重要事項説明、契約内容の書面交付、工事監理報告書の提出などの建築士法で規定された義務についての指導強化を図る。	県

<p>③工事監理業務の重要性の周知・啓発 適正な工事監理が行われるよう、「建築設計・工事監理等の業務報酬基準」及び「工事監理ガイドライン」等について、建築士・建築士事務所、工事発注者等に周知、啓発を図る。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>
<p>④工事監理業務に係る研修会・講習会の開催 建築士の知識・技能の向上を図るため、工事監理業務に係る研修会や講習会を開催する。</p>	<p>建築士業界団体</p>
<p>⑤書面による設計・工事監理契約の促進 四会連合協定の建築設計・監理等業務委託契約書類*における契約書や約款の活用を働きかけるなどして、書面による契約の促進を図る。 <small>※(公社)日本建築士会連合会・(一社)日本建築士事務所協会連合会・(公社)日本建築家協会・(一社)日本建設業連合会の四団体が定めた民間建築工事における標準的な契約約款・契約書類</small></p>	<p>建築士業界団体</p>
<p>⑥工事監理者の選定の徹底 建築確認申請の際に、適切な工事監理者が選定されていることを確認し、未選定のものについては工事着手までに必ず選定させる。</p>	<p>県 市 指定確認機関</p>
<p>⑦立入検査時等における工事監理状況の確認 建築士事務所への立入検査の際に、工事監理報告書の提出を求めて監理状況を確認するとともに、工事監理に係る契約書の内容を確認するなどして工事監理が適正になされていることを確認する。特に、杭工事については、国の工事監理ガイドライン等に沿って工事監理がなされていることの確認を徹底する。 また、立入検査の結果、工事監理の状況が十分に確認できない場合は、監理現場に立ち会う、監理状況が確認できる書類の提出を求めるなどにより指導を徹底する。</p>	<p>県 市 指定確認機関</p>

(3) 中間検査及び完了検査の徹底

建築物の安全性確保及び違反建築物の発生を防止するためには施工時・完成時における適法性を確保することが重要であることから、中間検査及び完了検査のさらなる徹底を図る。

施 策	実施主体
<p>①県民に対する中間検査・完了検査制度の周知 リーフレットの配布などにより県民（建築主等）に対して中間検査・完了検査制度の趣旨やその必要性について周知を行う。</p>	<p>全会員</p>
<p>②建築関連事業者に対する検査の受検促進の普及啓発 建築士、建築士事務所、建設業者等の建築関連事業者に対して、中間検査・完了検査の受検促進のための普及啓発を行う。</p>	<p>県 市 建築業界団体</p>
<p>③督促等による検査の受検促進 検査予定日が近い建築物、検査予定日を過ぎても検査申請のない建築物等に対して受検督促を行うなど、検査の受検促進を図る。</p>	<p>県 市 指定確認機関</p>
<p>④検査未受検率の高い工事監理者等に対する指導監督の強化 検査未受検建築物への関与割合の高い設計者、工事監理者等に対して、指導監督の強化を図る。</p>	<p>県 市</p>

<p>⑤工事監理状況の検査 中間検査及び完了検査の際に、工事監理者から工事監理報告書の提出を求めて施行が適正になされていることを検査する。中間検査については、建築物の上部の工事が施工される前の基礎工事の段階でも実施することとし、特に、杭工事が行われている場合には、国の工事監理ガイドライン等に沿って工事監理がなされ、施工されていることを検査する。 また、指定確認検査機関の事務所への立入検査の際に、中間検査及び完了検査の状況が十分に確認できない場合は、検査現場に立ち会う、検査状況が確認できる書類の提出を求めるなどにより指導を徹底する。</p>	県 市 指定確認機関
---	------------------

(4) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底

適正な設計・工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する指導監督を徹底する。

施 策	実施主体
<p>①建築基準法、建築士法等に係る法制度等についての啓発 建築士の資質・能力の向上を図るため、研修会・講習会において、建築基準法や建築士法に係る法制度等について啓発を行う。特に、一定規模以上のものについて書面による契約締結の義務化など、平成26年建築士法改正に伴う変更内容について、周知の徹底を図る（法改正に伴う短期的対応）。</p>	県 建築士業界団体
<p>②講習受講、業務報告書提出等についての周知徹底 建築士・建築士事務所に対して、所属建築士の登録及び変更の届出の徹底、管理建築士講習及び建築士定期講習の受講や業務に関する報告書の提出について、ホームページやチラシ、広報誌等により広く周知し、徹底を図る。</p>	県 建築士業界団体
<p>③確認申請窓口等における講習受講等についての啓発 確認申請窓口や建築士・建築士事務所登録窓口において、手続に訪れた建築士事務所担当者等に対して、管理建築士講習及び建築士定期講習の受講や業務に関する報告書の提出について啓発を図る。</p>	県 市 建築士会 事務所協会 指定確認機関
<p>④建築士事務所への立入検査の実施 建築士事務所業務の適正運営を確保させることにより、違反建築物の発生防止及び建築物の質の向上を図るため、建築士法に基づく建築士事務所への立入検査を実施するとともに、適宜、必要な指導を実施する。</p>	県

(5) 特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の連携

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が適切に連携を図る。

施 策	実施主体
<p>①機関相互の情報提供、情報交換等による連携 特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の3者間において、建築確認等に係る情報や資料の提供を円滑に行うとともに、適宜情報交換・意見調整を行う会議を開催するなどして、必要な連携を図る。</p>	県 市 指定確認機関 適判機関
<p>②指定確認検査機関から特定行政庁への報告の適正実施 指定確認検査機関からの特定行政庁・建築主事への次に掲げる報告等について、法定期限内に適切に行う。 ・確認審査報告書 ・中間検査引受通知書及び中間検査報告書</p>	指定確認機関

<p>・完了検査引受通知書及び完了検査報告書</p>	
<p>③指定確認機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入検査等の実施 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、必要に応じて建築基準法に基づく報告徴収又は立入検査を実施し、確認審査業務の公正かつ適確な実施を確保する。</p>	<p>県市</p>
<p>④円滑な判定業務に係る指定構造計算適合性判定機関との協議 指定構造計算適合性判定機関の判定業務の一層の円滑化を図るため、判定業務の改善方策等について、必要に応じて継続的に協議・意見交換を行う。</p>	<p>県 適判機関</p>

3 違反建築物への対策の推進

(1) 違反建築物への対策の徹底

近年発生した、診療所やホテル等における火災による事件・事故を踏まえ、県民の生命・財産を保護するため、警察、消防等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

施 策	実施主体
①違反建築防止のための広報 違反建築物の危険性や反社会性について県民、事業者、団体会員等に広く周知するなどして、違反建築防止のための広報啓発活動を行う。	全会員
②関係機関・関係部局との連携強化 警察、消防、福祉、消費生活等の関係機関及び都市計画法など他の関係法令に基づく許認可等の関係部局との連携を強化し、違反建築物の発生防止及びその是正に取り組む。	県市
③パトロールの実施による監視強化 違反建築物の早期発見及び是正を図るため、日常からパトロールを実施するとともに、違反建築防止週間などにおいて重点的にパトロールを実施するなどして、監視を強化する。 特に、現に中間検査や完了検査の申請手続が行われていない工事現場、また、過去に繰り返し申請手続を怠っている設計・施工業者が関わる工事現場に抜き打ち的にパトロールを実施して、監視を強化する。	県市
④違反建築物に対する命令等 改善意思がみられない違反建築物の所有者等に対しては、その用途や周辺に与える影響を勘案した上で、必要に応じて建築基準法第9条に基づく工事停止命令、是正措置命令、使用禁止命令等を行うとともに、命令を行った場合は法第9条の3に基づき、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者、建設業者又は宅地建物取引業者に係る情報を関係法令の定めるところにより国又は県の所管部署に通知する。	県市
⑤違反建築物に関与した設計者、工事監理者等に対する厳正な処分 違反建築物に関与した設計者、工事監理者、建設業者又は宅地建物取引業者に対しては、関係法令及び処分基準に基づき、厳正な処分を実施するとともに、その情報を公表する。	県
⑥悪質な違反建築物への電気・ガス・水道の供給保留 悪質な違反建築物に対しては、電気、ガス及び水道の供給保留を事業者に要請するとともに、事業者は特定行政庁から当該要請があった場合は、可能な限り供給保留措置を講じる。	県市 エネルギー事業者
⑦著しく悪質な者に対する告発等の検討 違反建築物については、事故等の未然防止のため、法令で定める措置を講ずるとともに、以下のような者に対しては、警察との連携により告発等を検討する。 ・著しく悪質・反社会的な設計者、工事監理者、建設業者、宅地建物取引業者等 ・周辺に悪影響を与える違反建築物、人命に危害を及ぼす違反建築物等の所有者で命令に従わない者	県市

(2) 違法設置エレベーターへの対策の徹底

過去に発生したエレベーターによる死亡事故を踏まえ、違法設置エレベーター又はその疑いがあるエレベーターに関する情報収集に努めるとともに、それらの情報を把握した場合には、立入検査や是正指導を実施する。

施 策	実施主体
<p>①情報受付窓口の設置等による情報収集 違法設置エレベーターに関する情報受付窓口を設置するなど、その情報収集に努める。</p>	<p>県市</p>
<p>②消防部局との連携等による情報把握 建築物の定期調査報告書の活用や消防部局との連携により違法設置エレベーターの情報把握に努める。</p>	<p>県市</p>
<p>③事業者等に対する法令についての周知徹底 工場等の事業者などに対して、リーフレットを活用するなどして、法令の適用範囲や手続について周知徹底を図る。</p>	<p>県市</p>
<p>④違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導等の実施 違法設置エレベーターの情報を得た場合は、立入検査の実施などにより建築基準法への適合状況を確認し、必要に応じ、建築基準法第12条第5項の報告徴収や使用停止指示、是正指導等を実施する。</p>	<p>県市</p>
<p>⑤兵庫労働局及び労働基準監督署との連携強化 兵庫労働局及び労働基準監督署と連携体制を構築し、適宜情報交換を行いながら違法設置エレベーター対策を強化する。</p>	<p>県市</p>
<p>⑥エレベーター設置状況等の実態調査、立入検査等の計画的実施 ①～⑤の取組から安全上問題があるエレベーターが設置されている蓋然性が高いと思われる用途・規模の建築物について、エレベーターの設置状況等に関する実態調査、立入検査等を計画的に実施する。</p>	<p>県市</p>

4 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

（1）定期報告制度の適確な運用

定期報告制度の周知・徹底により、建築物の損傷、腐食、劣化の状況などを適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用するなどして、特殊建築物、昇降機、遊戯施設及び建築設備の安全性確保を促進する。

施 策	実施主体
①所有者・管理者に対する建築物の維持管理の重要性の周知 既存建築物の適切な維持管理の重要性について所有者・管理者への周知を図り、ホームページやリーフレットの活用により定期報告が適正になされるよう普及啓発を行う。特に、防火設備検査が新たに導入されるなど平成 26 年建築基準法改正に伴う変更内容について、周知の徹底を図る（法改正に伴う短期的対応）。	県 市 住建C 指定確認機関
②団体会員に対する定期報告制度の周知の協力依頼 設計者、工事監理者、建設業者などの団体会員に対して、定期報告の対象建築物等に関わった場合は定期報告制度について建築主へ説明を行うなどして周知に協力するよう、働きかける。	建築業界団体
③定期報告書で是正が必要とされた建築物への指導 定期報告書で是正が必要とされた建築物等については、建築物防災月間などにおいて立入検査を実施し、是正指導を行う。 特に、防火避難設備の不備等による是正が必要とされた建築物については、立入検査を重点的に実施し、是正指導を行う。	県 市
④定期報告書未提出者に対する督促、是正指導等 定期報告書が提出されない建築物等の所有者等に対して提出の督促状を送付するとともに、報告のないものについては、建築物防災月間などにおいて立入検査を実施し、是正指導を行う。	県 市
⑤定期報告概要書の閲覧制度の周知 定期報告概要書の閲覧制度について、ホームページ、リーフレット等の活用により広く周知する。	県 市 住建C
⑥建築物調査員等資格者のための実務者講習会の開催 建築物調査員等資格者の技術力向上等を図るため、実務者講習会を開催する。	県 住建C

（2）既存不適格建築物の改修促進等

既存不適格建築物については、所有者等の当該建築物における危険性に対する認識が十分でない場合が多いことから、法制度や関連情報に係る啓発等に取り組み、安全性確保のための改修を促進する。

施 策	実施主体
①所有者・管理者に対する防火避難安全性等確保の重要性の周知 既存不適格建築物の所有者・管理者に対して、耐震性や防火避難安全性の確保の重要性を周知し、その改修促進を図る。	県 市
②建築確認申請書、検査済証等の保存の重要性の周知 建築物の適切な維持管理や将来の増改築・リフォームにおいて必要になる場合があることから、建築確認申請書、確認済証、検査済証等を適正に保存することの重要性を周知する。	県 市 指定確認機関 建築業界団体

<p>③危険な既存不適格建築物への是正指導・勧告・命令 危険な既存不適格建築物の所有者・管理者に対して適正管理や是正の指導を行うとともに、著しく保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物については、必要に応じて建築基準法第 10 条に基づく勧告・命令を行う。</p>	<p>県市</p>
<p>④住宅の土砂災害対策への支援 土砂災害のおそれがある区域における住宅の安全性を確保するため、区域からの移転等に係る費用を支援する。</p>	<p>県市</p>
<p>⑤アスベスト対策・除去に係る普及啓発・情報提供 既存建築物のアスベスト対策・除去に係る普及啓発、適切な情報提供等を行う。</p>	<p>県市 住建C</p>
<p>⑥アスベスト対策における建築物データベースの活用 アスベスト使用の判断の目安となる既存建築物のデータベースをアスベスト対策に活用する。</p>	<p>県市</p>

5 安全安心なすまい・まちづくりのサポート

(1) 消費者への適切な対応と情報提供

建築物の安全性に対する社会的関心・要請の高まりや消費者問題への意識向上を背景に、県民から様々な相談や苦情が寄せられることにかんがみ、各会員が連携を図りながら、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

施 策	実施主体
①住宅・建築に関する法制度・諸規制についての普及啓発 県民が安全安心な住宅を建築又は購入できるよう、建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）等の法制度や諸規制について、ホームページやリーフレット、広報誌などの媒体を通じて広く普及啓発を図る。	全会員
②住宅・建築に関する相談体制の整備と消費生活センターとの連携 相談窓口を設置するなどして、県民に対して住宅や建築に関する適切な情報提供、相談・苦情への適確な対応などを行うとともに、欠陥住宅、悪質リフォーム、契約に係るトラブルなどに関する相談・苦情については、県及び市町の消費生活センターと適宜連携して対応する。	全会員
③団体会員に関係する相談・苦情に対する適確な対応 団体会員が行った行為に対する消費者からの相談・苦情に対しては、その解決に向けて適確に対応する。	建築業界団体

(2) 防火対策に関する情報の提供

県民が安全安心に暮らせるまちづくりのため、生活拠点となる住宅の防火対策に係る意識向上を図るための普及啓発に取り組む。

施 策	実施主体
①住宅用火災警報器設置の周知徹底及び感震ブレーカーの普及啓発 地域に応じた施策に基づき、住宅用火災警報器設置の周知徹底を図るとともに、地震による電気火災を抑制するため感震ブレーカーの普及啓発を推進する。	県市

6 事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備

(1) 事故・災害発生時における迅速な対応

建築物、昇降機、遊戯施設に係る重大事故が発生していること、阪神・淡路大震災や東日本大震災など各地で発生する大地震で甚大な被害が発生したこと、南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されていることなどを踏まえ、事故・災害の発生時に関係機関が連携して迅速かつ適確な対応を行うことができる環境を整備する。

施 策	実施主体
①事故発生時の初動のための緊急連絡網の整備 建築物等における事故の発生に際し、その初動期において国、県、市が迅速かつ適確な対応がとれるよう、緊急時における連絡網の整備を行う。	県 市
②関係機関の連携による情報把握及び事故再発防止対策の実施 建築物等における事故が発生したときは、警察・消防部局等の関係機関との連携により広く情報の把握に努める。また、平成 26 年建築基準法改正により特定行政庁による調査権限が強化されたことを踏まえ、必要に応じて建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告徴収や同条第 6 項に基づく立入検査を実施するなどして事故情報を把握し、所有者、管理者等に対して再発防止対策を指導する。	県 市
③施設所有者等への注意喚起等による事故発生防止対策の実施 事故が発生した施設・設備と類似のものの所有者、管理者等に対して事故防止のための注意喚起を行うとともに、必要に応じて事故情報の公表、関係団体への情報提供及び再発防止対策の要請などを実施することにより、事故の発生防止に努める。	県 市 建築業界団体
④重大事故に係る情報の国への報告及び情報の共有化 不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した事故で、死傷者が発生したものや社会的影響が大きいと認められるものについては、国土交通省や消費者庁に事故情報の報告等を行うとともに、特定行政庁間で情報の共有化を図る。	県 市
⑤被災建築物応急危険度判定体制の整備 大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等などによって生じる二次災害から県民の安全性を確保するため、応急危険度判定に係る連絡名簿等の作成、業務マニュアルの策定、応急危険度判定士認定講習会の開催、連絡訓練・実地訓練の実施、研修会の開催等により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。	県 市
⑥被災宅地危険度判定士の活用 大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ適確に把握し、二次災害の軽減・防止を図る。	県 市
⑦災害に備えた危機管理体制の強化 災害時における減災を図るため、災害拠点施設、避難施設等公共施設の耐震化、安全な避難経路の整備・確保、ハザードマップの広報等による県民防災意識の向上などの取組を行うとともに、円滑な初動対応のため、衛星回線・無線回線などの非常通信手段の確保、フェニックス防災システムの活用等による建築物被害情報の収集・伝達の体制整備などにより、災害に備えた危機管理体制を強化する。	県 市
⑧会員の連携による円滑な災害応急対策・災害復旧 大規模な災害が発生した際は、災害応急活動が円滑に進むよう、被災自治体からの要請等に応じて、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣、応急仮設住宅の供給・建設、住宅確保・復旧に係る相談等について、実施、支援又は協力する。	全会員

(2) 特定行政庁の行政能力の確保・向上

確認検査業務の指定確認検査機関への移行など、昨今の建築行政をとりまく環境の変化を踏まえ、各特定行政庁において、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が適確かつ持続的に発揮できるよう、中長期的視点に立って職員の育成等に取り組む。

施 策	実施主体
①職員研修等による人材育成 建築職員等を対象に、庁内で確認検査や違反指導に係る定期的な研修の開催や各種講習会への積極的参加を職員に促すなどして、人材育成を図る。	県市
②確認検査や違反指導に係るマニュアルの整備 特定行政庁としての技術力が継承されるよう、確認検査や違反指導に係るマニュアルを整備し、適確な業務実施のために活用する。	県市
③建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保 一級建築士、建築基準適合判定資格者等の有資格者確保のため、対象者に資格取得に向けての啓発活動を行う。	県市
④データベースの整備・活用 適確な建築行政の推進のため、建築確認検査や定期報告の内容に係るデータベースを整備し、建築物等の実態把握・分析を行うことにより、課題の抽出、施策の検討などを行う。	県市
⑤建築審査会の円滑な運営 建築審査会の機能（同意・裁決・調査審議・建議）を十分に発揮させるため、建築審査会を建築行政の重要な柱のひとつとして位置付け、その円滑な運営に取り組む。	県市

実施主体欄の表示と会員との対照表

会 員	表 示											
	全 会 員	県	市	建 築 関 係 団 体	建 築 業 界 団 体	建 築 士 業 界 団 体	指 定 確 認 機 関	適 判 機 関	エ ネ ル ギ ー 事 業 者	建 築 士 会	事 務 所 協 会	住 建 C
兵庫県	○	○										
神戸市	○		○									
尼崎市	○		○									
姫路市	○		○									
西宮市	○		○									
伊丹市	○		○									
明石市	○		○									
加古川市	○		○									
宝塚市	○		○									
川西市	○		○									
三田市	○		○									
芦屋市	○		○									
高砂市	○		○									
公益社団法人兵庫県建築士会	○			○	○	○				○		
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	○			○	○	○					○	
兵庫県建築設計監理協会	○			○	○	○						
公益社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫地域会	○			○	○	○						
一般社団法人兵庫県建設業協会	○			○	○							
一般社団法人プレハブ建築協会関西支部	○			○	○							
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	○			○	○							
公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部	○			○	○							
一般社団法人日本エレベーター協会関西支部	○			○	○							
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	○			○			○	○				○
株式会社兵庫確認検査機構	○						○					
株式会社ビューローベリタスジャパン	○						○					
株式会社ジェイネット	○						○					
株式会社西日本住宅評価センター	○						○					
株式会社日本E R I	○						○					
関西電力株式会社神戸営業部	○								○			
大阪ガス株式会社兵庫リビング事業部兵庫事務所	○								○			
独立行政法人住宅金融支援機構兵庫センター	○											

V 計画の実施期間

本計画の実施期間は平成 28 年度から平成 32 年度までとする。

VI 計画の公表・見直し

本計画に掲げた施策・目標を関係機関、県民に広く周知し、その達成を確実なものとするため、協議会各会員のホームページで公表する。

また、施策の実施状況や目標の達成状況について、年度毎にとりまとめ・検証を行い、ホームページで公表するとともに、必要に応じて適宜計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図る。

兵庫県建築物安全安心推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「兵庫県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県、特定行政庁の市及び関係団体が協力して、兵庫県建築物安全安心実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、各種の施策を総合的に推進することにより、建築物の安全性を的確に確保すること及び建築物の質の向上を図っていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 実施計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 実施計画に係る情報交換に関すること。
- (3) 実施計画に係る推進状況等の報告に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 会員

(構成)

第4条 協議会の会員（以下「会員」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。

(入会)

第5条 協議会は、その目的の達成に必要なと認めるときは、会員の過半数の承認を得て、他の者を会員に加えることができる。

(任期)

第6条 会員の任期は、協議会入会の日から、平成33年3月31日までとする。ただし、協議会が必要と認める場合は延長できるものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出した上で、会員の過半数の承認を得て、退会することができる。

第3章 役員等

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名

(選任等)

第9条 会長は、兵庫県県土整備部住宅建築局長とする。

- 2 副会長は、特定行政庁の市及び関係団体からそれぞれ1者を会員の互選により選出するものとし、選出された会員の長又はその会員の長が委任した者とする。
- 3 役員は、平成33年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 協議会の総会は、原則として、年1回開催するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員を招集し、臨時の総会を開催できる。

(招集及び議事)

第13条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 実施計画の策定及び変更

(2) 会則の策定及び変更

(3) その他協議会の目的を達成するために必要な重要事項の決定

(幹事会)

第15条 会長は、実施計画に関する具体的な施策の立案、その他協議会の運営等に関して必要があるときは、会員の中から関係する会員を幹事に指名して、幹事会を開催することができる。

2 会長は、幹事会を開催した場合、幹事会の議事等を総会において報告しなければならない。

3 会員は、実施計画に関する具体的な施策の立案、その他協議会の運営等に関して、関係する会員を指名して、会長に対して幹事会の開催を求めることができる。

第5章 地域の取組

(行動計画)

第16条 実施計画の推進にあたり、各土木事務所まちづくり参事等が地域の特性に応じた施策の展開を図るために必要があると認めるときは、所管する地域ごとに各地域建築物安全安心推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定することができる。

(地域協議会の設置)

第17条 各土木事務所まちづくり参事等が地域の特性に応じ建築物の安全性を的確に確保すること及び建築物の質の向上を図るために必要があると認めるときは、各地域建築物安全安心推進協議会（以下「地域協議会」という。）を設立することができる。

2 地域協議会の運営にあたっては、地域協議会の会員（以下「地域協議会会員」という。）及び事業等を定めた会則を定める。

(協力体制)

第18条 地域協議会又は地域協議会会員は行動計画の推進にあたり必要があるときは、協議会又は会員に協力を要請することができる。

2 協議会又は会員は実施計画の推進にあたり必要があるときは、地域協議会又は地域協議会会員に協力を要請することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課に置く。

附 則 (抄)

この会則は、平成28年6月27日から施行する。

別表

兵庫県建築物安全安心推進協議会会員

区 分		会 員 名
兵庫県		兵庫県企画県民部災害対策局消防課
		兵庫県企画県民部県民生活局消費生活課
		兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課
		兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室
		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室
		兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課
		兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課
		兵庫県警察本部生活安全部生活経済課
		県民局等まちづくり参事連絡協議会
特定行政庁の市		神戸市住宅都市局建築指導部安全対策課
		尼崎市都市整備局都市計画部建築安全担当
		姫路市都市局まちづくり推進部建築指導課
		西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課
		伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課
		明石市都市整備部建築室建築安全課
		加古川市都市計画部建築指導課
		宝塚市都市整備部都市整備室建築指導課
		川西市都市政策部まちづくり指導室建築指導課
		三田市地域振興部都市政策室審査指導課
		芦屋市都市建設部建築指導課
		高砂市まちづくり部まちづくり推進室建築指導課
	関係団体	建築関係団体
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会		
兵庫県建築設計監理協会		
公益社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫地域会		
一般社団法人兵庫県建設業協会		
社団法人プレハブ建築協会関西支部		
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会		
公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部		
一般社団法人日本エレベーター協会関西支部		
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター		
指定確認検査機関		株式会社兵庫確認検査機構
		株式会社ビューローベリタスジャパン
		株式会社ジェイネット
		株式会社西日本住宅評価センター
		株式会社日本E R I
エネルギー供給事業者		関西電力株式会社神戸営業部
		大阪ガス導管事業部兵庫導管部
金融機関		独立行政法人住宅金融支援機構兵庫センター